

## 1. いじめ問題に対する基本的な考え方

○いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめはどの学校にも起こりうる可能性があることを認識し、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、教育的配慮の下、組織的に毅然として対応する。

○学校いじめ防止基本方針等については、生徒・保護者に周知するとともに学校ホームページ等でも公開し、保護者・地域との連携および啓発を推進する。

## 2. いじめ防止の具体的方策

### (1) いじめ防止対策等の組織の設置

- ①管理職、生活指導主任、校内委員会（各学年より1名）、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員で構成するいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じてPTA役員を招集する。
- ②校長は、所属教員の中から、「学校いじめ対策推進教員（以下、推進教員）」を指名する。推進教員は校長、副校長および生活指導主任と連携し、区や学校の方針に照らして、学校の抱える課題の解決に向けた取り組みを行う。
- ③重大事態への対応として、いじめ防止対策委員会に加え、教育委員会をはじめ、警察・児童相談所等の関係機関、練馬区スクールロイヤー等の専門家と連携した対策チームを設置する。

### (2) 未然防止

- ①生徒の豊かな心の育成を目指し、道徳教育・人権教育の充実を図る。いじめは人間として恥ずべき行為であることを自覚させ、見て見ぬふりをしない生徒を育てる。
- ②情報機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断やルール・マナー、トラブルや犯罪からの危機回避能力等を身に付けさせるために、情報モラル教育を充実させる。
- ③コミュニケーション能力等の育成に向けた教育活動を推進する。
- ④生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験活動や宿泊行事等の様々な体験活動を充実させる。
- ⑤いじめの未然防止に向けた生徒会活動の取り組みを充実させ、生徒が安心できる学校づくりに努めるとともに、授業や学校行事等の工夫・改善を図り、生徒が発達段階に応じた時損感情や自己肯定感、自己有用感を味わえるよう教育活動を充実させる。
- ⑥教職員の人権感覚の向上やいじめに対する正しい理解、カウンセリング能力や情報モラルに関する指導力を向上させるための校内研修等を実施する。

### (3) いじめの早期発見

- ①年間を通して定期的にいじめの実態把握のため、面談等の教育相談活動やアンケート調査を実施する。
- ②中学1年生にはスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ③教職員は、きめ細かな生徒の観察等を行い、些細な生徒の変容等にも注意する。管理職への連絡・報告を徹底し、いじめ防止対策委員だけでなく全教職員が情報を共有することで、いじめの助長への気づきやいじめを把握する意識を高くもつ。
- ④相談窓口や相談箱の設置等、生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、いじめ防止対策委員会を中心に全教職員がいじめの早期発見に努める。
- ⑤保護者・地域にいじめ問題に関する啓発や学校いじめ防止基本方針等を周知するとともに情報を提供し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

### (4) いじめの早期対応

- ①いじめ防止対策委員会を招集し、いじめ情報の収集・確認および情報に基づく対応方針を策定し、役割分担を明確にした支援を進める。
- ②被害生徒および情報提供した生徒を徹底して守るための体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、被害生徒の見守りの徹底)
- ③被害生徒および保護者に対するスクールカウンセラー・心のふれあい相談員等を活用した心のケアを行う。
- ④加害生徒に対する組織的な始動と継続的な観察を行うとともに、加害生徒の保護者に対する指導・助言等についても組織的に行う。また、加害生徒・保護者に対してもスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。
- ⑤管理職は、教育委員会への報告を行うとともに。状況により教育委員会からの支援や関係機関・区スクールロイヤー、PTAとの連携・協力を要請する。

### (5) 重大事態への対処

- ①被害生徒に対する複数教員によるマンツーマンで保護、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、ソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを行う。
- ②加害生徒に対する別室での学習指導や警察への相談・通報、教育委員会への報告と状況によって、加害生徒に対する懲戒や出席停止を行う。
- ③児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。
- ④必要に応じて、保護者・地域、区スクールロイヤー等関係機関に迅速かつ適切な情報提供を行い、連携・協力を依頼する。緊急に全校集会や保護者会等を開催し、学校として説明責任を果たすことで、一般生徒・保護者の動揺や憶測、誤った上方の拡散等事態の混乱を防ぐ。

## (6) 取組の点検

①いじめの未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況について、自己評価および学校関係者評価を実施し、その結果を基に改善する。

②児童生徒および保護者等がアンケート調査等において、学校いじめ防止基本方針や設置した組織に対して定期的に評価する。

## 3. 付則 (平成 26 年 3 月 12 日付け 練練馬中発第 92 号)

この「いじめ防止基本方針」は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。平成 28 年 4 月 1 日より本改訂版を施行する。